

## 令和 8 年度家庭的保育事業等及び 乳児等通園支援事業指導監査実施計画

### 1. 実施方針

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び所沢市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業指導監査実施要綱（以下、「実施要綱」という。）の規定等に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

実施にあたっては、所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 43 号）、所沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 43 号）その他関係法令等（以下「基準等」という。）の遵守について周知徹底させ、適切な事業所運営及び児童の適切な処遇を確保する。

### 2. 指導監査の対象

一般指導監査については、児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等及び同法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業を行う者すべてを対象とする。

特別指導監査については、必要と認める事業者に対し、適宜実施する。

### 3. 指導監査の方法

#### (1) 一般指導監査

##### 方法

事業所ごとに指導するため、実地において関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 14 条の規定に基づき実施する指導と一体的に実施する。

## 時期

7月～翌年1月の間に実施する。

<今年度の年間計画（予定）> 月ごとの実施予定施設数

|           | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 計  |
|-----------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|
| 小規模保育事業   | 4  | 5  | 6  | 6   | 4   | 1   | 1  | 27 |
| 事業所内保育事業  |    |    |    |     | 1   |     |    | 1  |
| 乳児等通園支援事業 |    |    |    | 1   | 1   | 1   | 1  | 4  |

## 内容

基準等の遵守が必要な項目のうち「4.指導監査の重点事項」を中心に指導を行う。

### (2) 特別指導監査

実施要綱第5条に基づき、特に必要があると認めるときに適切に実施する。

## 4. 指導監査の重点事項

自主点検表の点検項目のうち、以下の点を今年度の重点項目とする。

### (1) 家庭的保育事業等

#### 労務管理

職員の労働条件や給与条件について、就業規則や雇用契約書等によってあらかじめ明示し、時間外労働及び休日労働がある場合について、36協定によって適切に人事・労務の管理を行っているかを確認する。

また、法定休暇に関する規定の整備及び労働施策総合推進法の改正による措置が講じられているかを確認する。

#### 避難訓練及び消火訓練

条例に基づき避難訓練及び消火訓練を毎月1回実施し、その内容を記録しているかを確認する。

#### 虐待防止策

定期的に虐待防止に関する研修等に参加し、その内容を職員全体で共有している体制があるかを確認する。

#### 給食の状況及び調理の衛生管理

給食等の提供時に子どもが喫食する前において、適切に検食を実施しているかを確認する。

#### こどもの健康診断

集団検診を欠席した子どもについても、別途受診させ結果を記録しているかを確認する。

#### 苦情解決体制

保護者からの苦情を受け付ける窓口を設置しているか、また、保護者に対してその窓口を適切に周知しているかを確認する。

#### 職員配置

朝夕の延長時間も含め、保育士が適正な人数配置されているかを確認する。

### (2) 乳児等通園支援事業

#### 労務管理

職員の労働条件や給与条件について、就業規則や雇用契約書等によってあらかじめ明示しているかを確認する。

また、法定休暇に関する規定の整備及び労働施策総合推進法の改正による措置が講じられているかを確認する。

#### 虐待防止策

定期的に虐待防止に関する研修等に参加し、その内容を職員全体で共有している体制があるかを確認する。

#### 個人情報保護

個人情報保護に関する取扱いについて、安全管理措置を講じているかを確認する。

#### 職員配置

乳児等通園支援従事者が適正な人数配置されているかを確認する。

### 5. 結果の公表

当該年度の指導及び監査の結果については、翌年度当初に、施設ごとの指摘事項や改善状況等を市ホームページに掲載する。